

静岡市中央卸売市場 関連事業者募集要領

静岡市中央卸売市場では、次のとおり関連事業を営む者（関連事業者といいます。）を募集いたします。

1 申込手続

- (1) 申込開始 令和5年7月24日（月）から（水・日曜日、祝日除く。）
受付時間 午前9時から午後4時まで
- (2) 申込場所 静岡市中央卸売市場 開設者事務所 管理棟4階
(問合せ先 業務係 054-263-3413)
- (3) 申込方法 ① 申込みを希望される方は、事前に（2）申込場所まで申込書類を受け取りに来てください。その際、関連事業者や使用する施設などについて説明します。
② 別紙「関連事業者出店申込書」に必要事項記載の上、上記（2）申込場所まで直接ご持参ください。（営業許可申請に係る関係書類は、この時点では必要ありません）
③ ②の申込みの際、聴き取りによる事前審査をさせていただきます。（なお、提出書類は関連事業者登録の可否にかかわらず返還しませんので、あらかじめご了承ください。）
- ※ 申込みを希望される方は、出店、開業に関する法令や必要となる許認可等を事前に確認したうえで申込みされるようにお願いします。

(4) 資格要件

- ① 静岡市中央卸売市場業務条例第30条第2項第1号から第3号及び第5号から第7号（下記ア～カ）に規定する欠格事項に該当しないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- ウ 当市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者としての許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者
- エ 法人であって業務を遂行する役員のうちア～ウのいずれかに該当する者がある
- オ 暴力団又は暴力団員等
- カ 業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員と密接な関係を有する者がある
- ② 年齢が満20才以上であること。
- ③ 業務の経験を6月以上有していること。
- ④ 当市場の関係事業者又は市に対して債務を有していないこと。又は、有している場合は、そ

の債務を完済する見込みがあること。

- ⑤ 業務のために必要な許認可を有していること。
- ⑥ 市町村民税の滞納がないこと。
- ⑦ この要領の2（3）の種類に該当する業務であること。

2 募集事業者等（※募集開始時現在）

（1）募集事業者数 7事業者

（2）店舗（区画）

- ① 関連棟1階 101㎡区画・・・2店舗
 関連棟1階 51㎡区画・・・5店舗

② 空区画ごとに使用条件が異なりますので、別紙「関連事業者募集区画概要」及び現地の空区画状況を確認の上、お申込みください。

（3）募集事業者の種類

- ① 市場の機能充実に資する業務、又は市場の利用者に便益を提供する業務
 （例：青果水産以外の生鮮食料品や菓子類の販売、理容業、など）

※上記①に該当しても、既存の関連事業者と同じ業務内容の場合、随時ご相談とさせていただきます。

既存関連事業者：清算代払、冷蔵庫、運送、食肉、漬物、鶏卵、乾物、佃煮
健康食品、豆腐、生花、食堂、日用雑貨、計量機、宅配

※ ご不明な点がありましたら、「申込場所」に記載の問合せ先にご連絡ください。

3 出店候補者の決定

令和5年度関連事業者出店申込書の内容を確認し、1（4）資格要件に適合した方を出店候補者に決定します。

4 使用店舗（区画）の決定

開設者が申込順に3の審査を行い、出店候補者に決定した者から先着順となっております。

5 関連事業者営業許可申請手続き

（1）関連事業営業許可申請書の提出

以下の添付書類をご用意ください。

添付書類

- ① 法人の場合
 ア 定款

- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ウ 貸借対照表及び損益計算書（直近年度）
- エ 事業計画書（営業開始後2年間・様式有）
- オ 代表者印の印鑑証明
- カ 代表者の職歴書及び写真（様式有）
- キ 代表者の市区町村長の発行する身分証明書
- ク 代表者の住民票の写し
- ケ 市町村民税納税証明書（法人市民税・直近年度）
- コ 営業のため許認可を必要する業種については、その証明書
- サ 誓約書兼同意書（様式有）

② 個人の場合

- ア 資産調書（様式有）
- イ 事業計画書（営業開始後2年間・様式有）
- ウ 印鑑証明書
- エ 職歴書及び写真（様式有）
- オ 戸籍抄本及び市町村長の発行する身分証明書
- カ 市町村民税納税証明書（直近年度）
- キ 住民票の写し
- ク 営業のため許認可を必要する業種については、その証明書
- ケ 誓約書兼同意書（様式有）

(2) 資格審査及び許可証の交付

申請書受付後、資格要件等を審査し、適合していると認められる出店候補者に対して営業許可証を交付します。

なお、審査に当たり書類の補正又は追加、若しくは説明等を求める場合があります。

6 市場施設使用指定申請手続き

(1) 市場施設使用指定申請書の提出

出店候補者に決定した方は、施設使用に係る申請書の提出をお願いします。

なお、当該手続きの説明及び様式等の配布は、出店候補者決定の際に行います。

(2) 添付書類 位置図（様式有）

(3) 指定書の交付 営業許可証とともに交付予定

7 店舗の改装等

店舗は現状渡しとし、改装など下記の事項については、自己負担となります。

- ・店舗造作及び装飾
- ・店舗内の電気、電話等の配線

- ・店舗内のガス、水道の配管
- ・業務機器
- ・冷暖房等

※店舗に造作、模様替えその他、施設の現状に変更を加える場合は、開設者（市長）の承認が必要です。承認申請にあたり、あらかじめ担当者に改修図面を提示し、改修内容について確認を受けた後、開設者に申請してください。

8 負担することとなる経費等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 保証金 | 367,000円 (101 m ² 区画の場合) |
| | 186,000円 (51 m ² 区画の場合) |
| (2) 月額使用料 | 122,210円 (消費税及び地方消費税含む) (101 m ² 区画の場合) |
| | 61,710円 (消費税及び地方消費税含む) (51 m ² 区画の場合) |
| (3) その他 | 前記の使用料の他に、電気、水道、ガス、電話料、清掃費及び駐車場使用料等の負担があります。 |

9 その他

- (1) 関連事業者は静岡市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則等により規制事項があります。法令等を十分ご確認ください。
- (2) 現状変更承認申請、保証金の預託等に関する手続きについては、出店候補者決定の際にご説明いたします。
- (3) 関連事業者に登録することが決定した後、正当な理由が無く1カ月以内に①保証金を預託しない、②業務を開始しない場合、いずれの場合にも決定を取り消すことがあります。